

2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援について

➤ コロナからの社会経済活動の正常化が進む中、**経営上の課題は、売上減少から、人手不足・賃上げ・原材料費高騰等への対応にシフト**していることから、各種資金繰り支援策についても、**経営改善・再生**はもちろん、**成長促進**も含めて、多岐にわたる経営課題に対応できるよう見直していく。

- ① コロナ禍で措置した「**経営改善サポート保証（コロナ対応）**」は、**2025年3月まで延長し、その終了後は新たに措置する予定の「経営改善・再生強化型**」を活用し、経営改善・再生計画を策定した上での借換を支援。
- ② 能登半島地震の影響が残る地域（※石川県内一部地域）においては、**「コロナ借換保証」を2025年3月まで継続。**
- ③ 新たに措置する「**プロパー融資（※）を引き出す保証制度**」（仮称）により、人手不足に対応する省力化投資など、多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援。
（※）プロパー融資：信用保証協会による保証がなく、民間金融機関が実施する融資。
- ④ 日本公庫等の「**コロナ特別貸付**」は、**2024年12月で終了後、その用途の多くが借換えであることを踏まえて新たに創設する「危機対応後経営安定貸付」**で支援。小規模事業者に対しては、コロナ前から措置している**「小口零細企業保証」**（100%保証）を活用し、借換等を支援。
- ⑤ 日本公庫等の「**コロナ資本性劣後ローン**」は、**2025年2月まで延長し、その終了後に「通常資本性劣後ローン」について、省力化投資に取り組む事業者を対象に追加する等の見直しを行い、事業者の成長を支援。**
- ⑥ **資材費等の価格高騰対策**として実施している日本公庫等の**「セーフティネット貸付（利益率▲5%→金利▲0.4%）」**は、**2025年3月まで継続。**
（注）青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像

民間金融機関
(信用保証制度)

12月末 2月末～3月中旬 3月末 6月

経営改善サポート保証（コロナ対応）

(100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)

3ヶ月程度の延長

経営改善サポート保証（経営改善・再生支援型）

(100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、
上限2.8億円、保証期間15年)

コロナ借換保証（石川県内一部地域でのみ継続中）

(100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)

3ヶ月の延長

プロパー融資を引き出す保証制度

(80%保証、保証料引下げ、上限2.8億円、保証期間10年)

日本公庫等のコロナ特別貸付

(売上▲5%等 災害貸付金利を適用)

※終了。ただし、借換に対応可能な「危機対応後安定貸付制度」を新たに措置。
(限度額20億円、貸付期間20年、基準金利を適用)

日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン

(適用利率2.95%等、限度額15億円)

2ヶ月延長

日本公庫等の通常資本性劣後ローンの拡充

(省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、
適用利率見直し、限度額の拡充（10億円→15億円）)

日本公庫等のセーフティネット貸付

(利益率▲5%→金利▲0.4%)

※資材費等の価格高騰対策として実施

3ヶ月の延長

(注) 青マーカーの施策はコロナ対応型の支援策、
緑マーカーの施策はコロナに限定していない支援策。

政府系金融機関